

健保だより

第415号

丸紅連合

平成30年度 決算のお知らせ

丸紅連合健康保険組合の平成30年度決算が、去る6月17日の第103回組合会において承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

平成30年度の経常収支状況は、経常収入55億3,100万円、経常支出51億9,340万円となり、経常収支で3億3,760万円の黒字決算となりました。

被保険者数の増加等により保険料収入が確保できた一方、診療報酬のマイナス改定で保険給付費の伸びが抑えられたことに加え、一時的要因により高齢者納付金の負担が前年度に比べ減少したことによるもので、経常収支では5年連続の黒字となりました。

しかしながら、依然として高齢者医療制度への納付金が組合財政を圧迫している状況に変わりはなく、令和2年度には平成30年度の黒字分を帳消しにする納付金の負担増が見込まれるなど、厳しい財政運営を迫られることになります。

当組合では、特定健診・特定保健指導を中心とした保健事業を通して皆さまの健康づくりを支援し、医療費の節約を図っていくとともに、引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

皆さまにおかれましても、適正受診やジェネリック医薬品を積極的に利用していただくなど、限りある保険料を大切に使うため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

一般（健康保険）勘定

平成30年度の年間平均被保険者数は、前年度比181人増の10,817人となりました。

また、平均標準報酬月額の前年度比117円減の368,142円、平均標準賞与額は前年度比41,803円減の1,241,446円となりました。

この結果、被保険者1人当たりの保険料収入は、前年度比3,813円減の510,391円となりました。

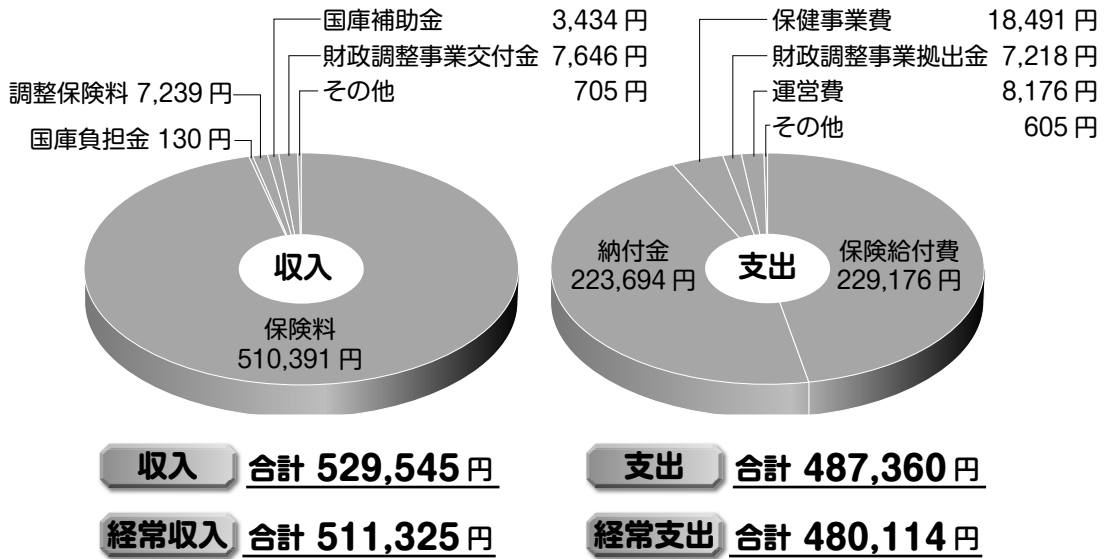
医療費や給付金の支払いに充てられる保険給付費は、被保険者1人当たり229,176円（前年度比4,179円増）となりました。

また、高齢者医療制度への納付金は、被保険者1人当たり223,694円（前年度比15,693円減）となりました。

なお、決算残金（4億5,630万円）については、財政調整事業繰越金を除き、別途積立金として積み立てました。

収入科目	決算額（千円）	支出科目	決算額（千円）
保 険 料	5,520,901	保 険 給 付 費	2,478,996
国 庫 負 担 金	1,409	納 付 金	2,419,697
調 整 保 険 料	78,299	保 健 事 業 費	200,013
国 庫 補 助 金	37,144	財政調整事業拠出金	78,082
財政調整事業交付金	82,708	運 営 費	88,439
そ の 他	7,623	そ の 他	6,548
収 入 合 計	5,728,084	支 出 合 計	5,271,775
		収支残（決算残金）	456,309
経 常 収 入 合 計	5,531,007	経 常 支 出 合 計	5,193,398
		経常収支差引額	337,609

■ 一般（健康保険）勘定 被保険者1人当たりで見ると



介護勘定

第2号被保険者数は、年間平均で前年度比84人増の6,632人となりました。また、第2号被保険者である被保険者および特定被保険者の合計は、年間平均で前年度比128人増の5,088人となりました。

平均標準報酬月額の前年度比5,542円減の436,108円、平均標準賞与額は前年度比47,119円減の1,580,966円となりました。

平成30年度の介護保険の収入総額は、被保険者数の増加に伴い5億2,523万円、支出総額は、4億9,709万円となりました。

また、決算残金(2,814万円)については、次年度以降の繰入金とするため、全額準備金として積み立てました。

なお、介護保険では、報酬の多寡により納める介護納付金が増減する総報酬割の段階的な導入に伴い年々負担が増しており、完全総報酬割となる令和2年度は料率引き上げを避けれない状況となっています。

収入科目	決算額 (千円)	支出科目	決算額 (千円)
介護保険料	518,922	介護納付金	497,058
国庫補助金等	6,316	介護保険料還付金	31
収入合計	525,238	支出合計	497,089
		収支残(決算残金)	28,149

決算基礎数値

一般（健康保険）			介護保険	
被保険者数	男	6,509人	2号被保険者数	6,632人
	女	4,308人	2号被保険者たる被保険者数	4,954人
	計	10,817人	特定被保険者数	134人
平均標準報酬月額	368,142円		平均標準報酬月額	436,108円
平均標準賞与額	1,241,446円		平均標準賞与額	1,580,966円
平均年齢	39.42歳		介護保険料率	15/1000
被扶養者数	7,321人			
保険料率（調整保険料含む）	93/1000			

決算残金処分内訳／組合財産保有状況

○一般（健康保険）勘定

（単位：千円）

決 算 状 況		決算残金処分内訳	
収入決算額	5,728,084	別 途 積 立 金	456,098
支出決算額	5,271,775	財政調整事業繰越金	211
決 算 残 金	456,309	計	456,309

年度末財産保有状況

（単位：千円）

種 別	金 額
準 備 金	1,256,215
別 途 積 立 金	2,236,206
退 職 積 立 金	17,834
そ の 他	7,263
計	3,517,518

○介護勘定

（単位：千円）

決 算 状 況		決算残金処分内訳	
収入決算額	525,238	準 備 金	28,149
支出決算額	497,089		
決 算 残 金	28,149	計	28,149

年度末財産保有状況

（単位：千円）

種 別	金 額
準 備 金	181,195
計	181,195

事業所編入・削除のお知らせ

【編入】

事業所名	編入年月日
エムジーリース株式会社	令和元年 7 月 1 日
日本ロジスティックスプラットフォーム株式会社	令和元年 8 月 1 日

【削除】

事業所名	削除年月日
丸紅無線通信株式会社	令和元年 8 月 1 日

毎年 1 回、保険料が見直されます

健康保険料は、被保険者の報酬（月給）を、区切りよい幅で区分されている報酬月額にあてはめた「標準報酬月額」を基に計算されており、原則として1年間変わりません。

しかし、報酬は昇降給などにより変動するため、被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額が決め直されます。

これを定時決定といい、4月・5月・6月に受けた報酬の平均額から新しい標準報酬月額を決定します。

標準報酬月額に変更があった方は、10月に支払われる給与から控除される9月分保険料から変更になります。

※ただし、昇降給などの理由で固定的賃金に変動があり、被保険者の報酬が大幅に変わったときには、毎年1回行う定時決定を待たずに標準報酬月額が改定される場合もあります。

医療費のムダをなくしましょう！

医療機関にかかるとき、皆さんが窓口で支払うのは医療費の一部（小学校入学～69歳は3割）です。残りの約7割は健康保険組合が負担しており、その財源は皆さんが納める保険料です。

医療費の増加は保険料の引き上げにつながりますが、医療費は受診の仕方でも大きく変わることがあります。受診への正しい知識を身につけて医療費のムダをなくしていきましょう。

はしご受診はやめましょう！

同じ病気で複数の医療機関を転々と受診することを「はしご（重複）受診」といいます。

ひとつの病気で安易に医療機関を変えると、単に時間や医療費がムダになるだけでなく、重複した検査や投薬により、体に悪影響や負担を与える可能性もあります。

かかりつけ医をもちましょう！

「かかりつけ医（近所の信頼できるお医者さん）」を持てば、体質や病歴、生活習慣、健康状態を把握してもらえ、それに基づいて適切なアドバイスをしてくれます。

詳しい検査や専門的な治療が必要な場合は、かかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

コンビニ受診はやめましょう！

急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診することを「コンビニ受診」といいます。単に「用事があるから」「都合がいいから」と診療時間外に受診するのは、救急医療の妨げにもなるばかりでなく、原則として通常の診療費用のほかに、「時間外加算」が請求されてしまいます。

緊急時などやむを得ない場合以外は、できる限り診療時間内の受診を心がけましょう。



ジェネリック医薬品で薬代を安く

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が終了した後に発売される医薬品のことです。

新薬と同等の効能効果を持ちますが、開発費用が少なく済むため、新薬の3～7割程度の値段です。

お薬が余っているときは相談を

飲み残しや、種類が多すぎてどんなときに飲むのかわからなくなってしまった薬がある場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。

すでに処方されている薬でも、今の状態に合わず、副作用を生じることもあります。

医療費通知を確認しましょう！

丸紅連合健保では、年に2回、医療費通知書（医療費のお知らせ）を配付しています。医療機関等で受診された方は、内容をご確認ください。

なお、受診した覚えがない病院が記載されているなど、ご不明な点がございましたら健保組合までご連絡ください。

インフルエンザ^⑤予防接種

費用補助事業（利用券方式）のご案内

補助金
申請手続きが
不要です！

当組合では、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という）に「インフルエンザ予防接種事業」を委託し、費用補助を実施しています。

インフルエンザの流行前にワクチン接種することで、発症や重症化の予防が期待できます。この機会にぜひ、予防接種を受けることをおすすめいたします。

実施場所・予防接種費用の確認、利用券の発行は、東振協のホームページで行うことができます。

<http://www.toshinkyō.or.jp/influenza.html>

下記、丸紅連合健康保険組合のホームページからもアクセスできます。

<http://www.marubenirengo-kenpo.jp/>

丸紅連合健保

検索

実施方法	《院内予防接種》 《集合予防接種》 《出張予防接種》	利用者が医療機関の施設内で受診 利用者が公的施設（ホテル等の会場）で受診 事業所に医療スタッフを派遣し受診
申込期間	《院内・出張予防接種》 《集合予防接種》	令和2年 1月31日まで 令和元年12月まで（※実施会場により異なります）
実施期間	《院内・出張予防接種》 《集合予防接種》	令和元年10月1日～令和2年1月31日 令和元年11月～12月
実施場所	東振協が契約している医療機関および実施会場	
予防接種費用	実施機関が設定している予防接種料金（上限3,960円）から、組合補助額（3,000円）を差し引いた額	
対象者	被保険者および被扶養者（接種は年齢を問わず年度内1人1回を限度） ※重複（年度内に2回以上）した補助利用や無資格利用があった場合には、後日、東振協の事務手数料を含む組合補助額を請求させていただきます。 2回接種を推奨されている方でも補助は1回分のみです。	
利用方法	①医療機関選択 ②電話等で接種日の予約（事前に必ず予約申込を行ってください） ③利用券の発行 ④当日：保険証および利用券を提示	
利用券発行	東振協申込ページより印刷してください（令和2年1月31日まで）。	
注意事項	※補助金申請方式との併用はできません。 ※予防接種にあたり、不安がある場合は、事前に医師へご相談ください。 ※当組合では、予防接種先の医療機関のご案内や紹介等はいりません。	

従来の補助金申請方式による方法も可能です。

ホームページの閲覧ができない場合などは、従来どおり補助金の申請を行ってください。

ご存じですか？

柔道整復師 (整骨院・接骨院) の正しいかかり方

ルールを守って正しく
かかりましょう！

整骨院・接骨院では、「各種保険取扱」と表示されていても、すべてのケースで健康保険が使えるわけではありません。

健康保険が使えないことが判明した場合は、返還を求められる場合があります。

次のとおり健康保険の使用に制限がありますので注意しましょう。

健康保険が使える場合

- 外傷性が明らかな捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
- 骨折、脱臼
（応急手当以外は、あらかじめ医師の同意が必要）
- 骨折、脱臼の施術後に運動機能の回復を目的に行った運動
（いわゆるストレッチングは対象になりません）



健康保険が使えない場合 (全額自己負担となります)

- リラクゼーション目的のマッサージ
- 日常生活の疲れや加齢からくる肩こりや痛み
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 病気（神経痛、リウマチ、椎間板ヘルニアなど）による痛み
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき

整骨院・接骨院 にかかるときの 注意事項

- ① 負傷原因を正しく伝える。
ケガや痛みの原因によって健康保険の対象にならない場合があります。
- ② 療養費支給申請書は記載内容を確認して署名する。
白紙で署名せず、記載内容をきちんと確認し、必ず自分で署名してください。
- ③ 領収書を必ずもらう。
間違いがないか確認し、大切に保管しましょう。

医療費の適正化にご協力ください

整骨院・接骨院からの請求の中には、不適切に健康保険を使用されたものが含まれていることが指摘されています。このため、健康保険組合では、整骨院・接骨院で受けた施術内容や負傷原因等を文書または電話で確認させていただく場合があります。照会があった際は、ご自身で回答いただきますようご協力をお願いいたします。

※ 下記のような場合、健康保険組合より調査が入る場合がありますのでご注意ください。

- ・ 一つの整骨院に定期的なスケジュールで通っている場合
- ・ 整骨院で施術箇所が次々変わる通院をしている場合
- ・ 施術が長期（3カ月以上）となっている場合

被扶養者の資格調査（検認）を実施します

丸紅連合健康保険組合では、厚生労働省の指導に基づき、「被扶養者の資格調査（検認）」を毎年実施しています。

就職や結婚、収入の増加等により、加入資格のない被扶養者がいる場合、本来支払う必要のない医療費や国へ拠出する納付金が発生して当組合の財政を圧迫し、保険料率の引き上げなど他の加入者の負担につながるようになります。

この資格調査（検認）は、被扶養者の方が、現在もその条件を満たしているかを確認することにより、加入者間の不公平を是正するとともに、保険料の負担軽減にもつながる大変重要な調査となりますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

資格調査（検認）の実施概要

【実施時期】 令和元年 10 月下旬～ 12 月下旬

【対 象 者】 被扶養者（ただし、次の被扶養者を除きます）

① 平成 13 年 4 月 2 日以降に生まれた方

② 令和元年 7 月 1 日以降に被扶養者として認定を受けた方

【資格調査（検認）の流れ】

① 送付（健康保険組合）

事業所あてに「被扶養者資格確認調書」（以下「確認調書」という）等を送付します。

② 被保険者への配付（事業所）

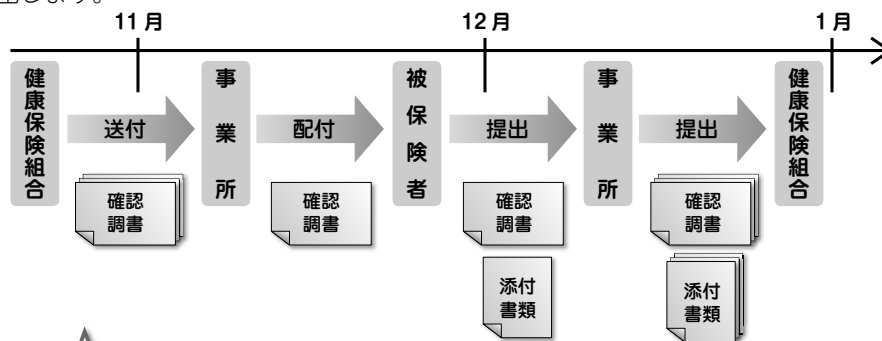
該当被保険者へ「確認調書」等を配付します。

③ 「確認調書」の記入および必要書類の添付（被保険者）

「確認調書」の記入を行い、必要書類（収入証明等）を添付のうえ、事業所へ提出します。

④ 提出（事業所）

被保険者より提出のあった「確認調書」および添付書類等を確認のうえ、健康保険組合へ提出します。



こんなときは手続きを！

次の場合は、被扶養者に該当しなくなりますので、被扶養者資格の削除および保険証の返却が必要となります。

- ① 就職などにより、勤務先において被保険者資格を取得されている場合
- ② 結婚などにより、他の被保険者の方の被扶養者になっている場合
- ③ 被扶養者の収入が、基準収入額を超えている場合（課税収入だけではなく、通勤手当など非課税収入も含まれます）

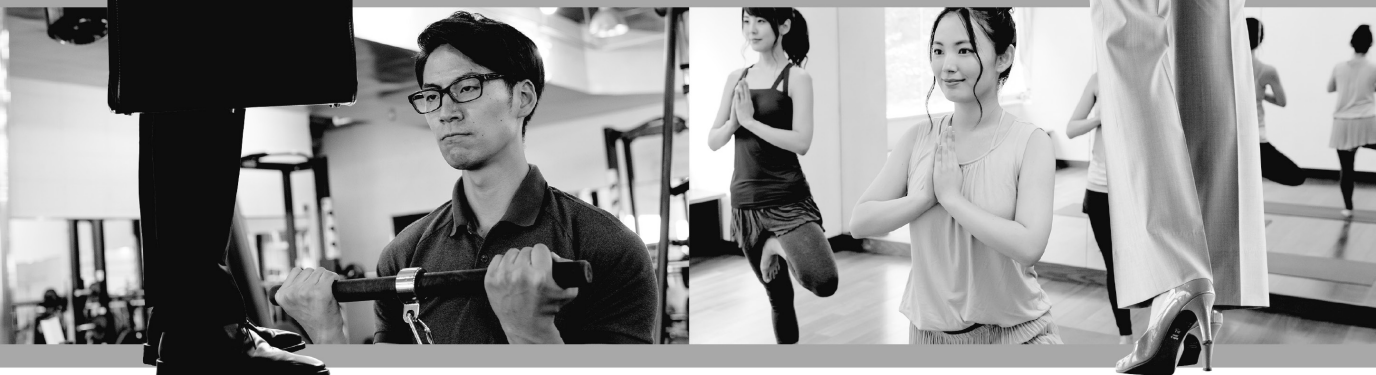
※ 基準収入額 60 歳未満の方 月額 108,334 円未満（年収換算 130 万円未満）

60 歳以上・障害者の方 月額 150,000 円未満（年収換算 180 万円未満）

- ④ 上記以外でも、主として被保険者により生計を維持されていない場合（被保険者が生計費の半分以上を担っていない場合）

凛とした 立ち姿。

この秋、運動ははじめませんか？
ルネサンスで、楽しく、正しくエクササイズ。
姿勢が良くなり、疲れにくく。誰だってカッコよく！



会員プランは2つ。今ならお得に始められます！ **10/1(火) ▶ 12/28(土)**

おすすめ！ **月額固定** 使いたい放題プラン

月々 **8,580** 円 (税込) **Monthly** コーポレート会員

・入会時の手数料 通常1,100円(税込)

・レンタル用品 通常3,630円/月(税込) **最大2ヶ月間**

タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ

0 円

※新規でコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。
※コーポレート会員退会後7ヶ月以上経過している方も含みます。
※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。

都度払い 使う毎にお支払い

1回 **1,000** 円 (税込) **1 Day** コーポレート会員

レンタル用品

通常1,600円/回(税込) **入会当日**

タオル(大小セット)・シューズ・
Tシャツ・ハーフパンツ

※新規でコーポレート会員にご入会いただいた方のみ。尚、コーポレート会員退会後7ヶ月以上経過している方も含みます。※レンタル用品のお取り扱いがない店舗もございます。

0 円

入会するなら、今スグに！らくらくWEB登録から

お手続きに必要なものなど詳細もご案内しています。



※当チラシの価格表示は消費税10%の税込価格となります。